

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
財務部 行政D X企画課	旅費の概算払をしたときは、支出命令者は、旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならないが、精算が遅延しているものが10件あった。					検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 【大阪府財務規則の運用】 第47条関係 1 概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。 なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	
	A	東京都	令和7年6月18日から同月19日まで	47,133 円	令和7年8月5日	
	B	東京都	令和7年7月14日から同月15日まで	41,095 円	令和7年11月14日	
		東京都	令和7年8月19日から同月20日まで	39,930 円	令和7年12月5日	
		神奈川県	令和7年10月30日から同月31日まで	38,236 円	令和7年12月5日	
		沖縄県	令和8年2月2日から同月3日まで	50,520 円	令和8年3月13日	
	C	東京都	令和7年8月19日から同月20日まで	40,120 円	令和7年11月14日	
		神奈川県	令和7年10月30日から同月31日まで	39,602 円	令和8年1月8日	
		沖縄県	令和8年2月2日から同月3日まで	35,888 円	令和8年3月13日	
	D	愛知県	令和7年6月25日	12,840 円	令和8年1月16日	
	E	愛知県	令和7年6月25日	13,380 円	令和8年1月16日	